

## 外ヶ浜町教育委員会障がい者活躍推進計画

外ヶ浜町教育委員会では令和元年6月に改正された「障がい者の雇用の促進等に関する法律（以下「障がい者雇用促進法」という。）で地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されたことから、障がい者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和7年4月1日

外ヶ浜町教育長 五十嵐 義人

### 記

1 計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
外ヶ浜町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	外ヶ浜町教育委員会は外ヶ浜町より職員が出向されるため、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 これまで大きな問題を生じることもなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
2 目標	
①雇用に関する目標	職員については町からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。
②定着に関する目標	○なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定
③ワークエンゲージメントに関する目標	○なし
3 取組内容	
①障がい者の活躍を推	○障がい者雇用推進者として学務課長を選任する。

<p>進する体制整備</p>	<p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
<p>②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○新規に採用した障がい者及び障がいの進行により従来の業務遂行が困難となった中途障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する</p>